

令和4年 4月1日

(平成24年11月)

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
事業対策委員会
防災小委員会

老施連災害対策本部の設置について

老施連は、地域における災害や会員施設において災害などが発生した場合、その災害に迅速かつ適切に対応ができるよう努めるとともに、1日も早い復興が行えるよう老施連災害対策本部を設置する。

記

一 災害対策本部の設置

- 1 神戸市において災害対策本部が設置された場合に、老施連災害対策本部を設置する。
但し、老施連災害対策本部長が、設置の必要がないと判断した場合は、設置しないものとする。
- 2 具体的な設置基準
 - 1) 神戸市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
 - 2) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき
 - 3) 地震による災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがあるとき
 - 4) 暴風警報又は大雨警報が発せられ、市域内で重大な災害が予測される時
 - 5) 事故や火災の発生により、特に全市的な取り組みが必要と判断したとき

二 災害対策本部の活動の基本

- 1 災害対策本部は、社会福祉法人関係者としての社会的責務を自覚し、神戸市内の高齢者の救援・支援を第一義とする。
- 2 その一環として、別に神戸市との間において災害協定を締結する。
- 3 各施設の被災状況に応じて必要な支援を行うと同時に、1日も早い通常の事業継続ができるよう支援する。

三 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部には、本部長、事務局長、対策委員をもって構成する。
- 2 災害対策本部には、各区の担当者を対策委員の中から配置し、区内の取りまとめ等を行うものとする。
- 3 神戸市他関係団体等の連携は、別図の通りとする。

四 災害対策本部構成員の役割

- 1 災害対策本部長
災害対策本部長は、理事長が就任する。業務は、災害対策本部を総括する。理事長に事故がある場合は、副理事長が代行順位で対応する。
- 2 事務局長
事務局長は、老施連事務局長が就任する。業務は、災害対策本部の事務局を統括する。
- 3 事務局員
事務局員は、老施連事務局スタッフとし、事務局業務を行う。
- 4 災害対策委員
災害対策委員は、理事及び防災小委員会の委員が就任する。
業務は、災害対策本部として必要な業務を行う。
- 5 各区担当者
各区に担当者を配置する。担当は、災害対策委員の中から個別に指名する。区担当者の業務は、区内の施設からの情報収集、とりまとめ、本部への報告、本部からの指示による対応等を行う。

五 災害対策本部の業務

1 災害対策本部は、以下の業務を行う。

- ① 情報の収集及び連絡
神戸市及び傘下施設から災害状況報告等を受け、傘下施設に必要な情報を提供する。
 - ② 神戸市・市社協等への対応
一職員の応援や支援、ボランティア、物資関係等の調整を行う。
 - ③ 全国老人福祉施設協議会、近畿老人福祉施設協議会、兵庫県老人福祉事業協会等との連携、職員の応援や支援関係、ボランティア関係、物資関係等の調整を行う。
 - ④ 物資受入れ斡旋
全国、諸団体等から送られてくる物資を整理し、必要な拠点へ配送する。拠点から施設への配送は、区の責任者において調整し対応する。
 - ⑤ 職員の応援や支援及びボランティア
それぞれ必要とする機関への応援派遣の手配、神戸市及び他機関からの支援受入れ調整等を行う。
 - ⑥ 被災施設への対応
被災施設の情報を収集し、利用者の他施設への避難を含めた必要な支援を判断し、支援計画を作成実行する。
 - ⑦ 必要な記録を残すため、担当を配置して情報収集を行う。
- 2 災害対策本部は、前項の業務を行うが、広域災害等の場合は各区における対応が求められる。従って、配置する区担当責任者との連携を図り、情報の収集と報告、対応策の内容、対応後の状況報告等で行き違いが生じないように対応する。
- 3 災害対策本部の業務は、老施連事務局を中心に対応するが、老施連事務局の使用が困難な場合は、別の場所で行う場合がある。

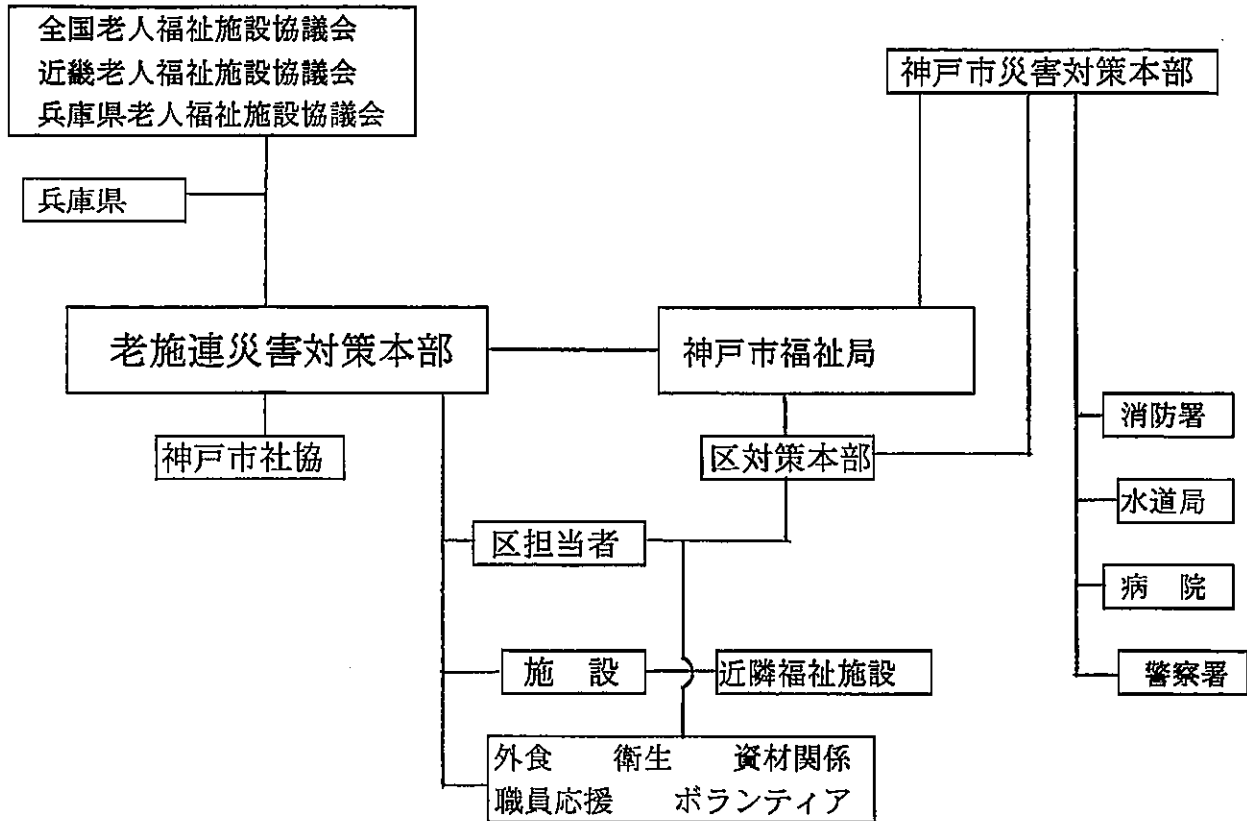
六 緊急連絡体制の確立

- 1 緊急連絡体制については、第1報受信者 →事務局→災害対策本部長→以下の別図の連絡体制により連絡を行う。
- 2 事務局は、直ちに会員施設に対し、災害対策本部の設置とその時点における状況報告を求める。また、事務局は、本部長の指示に基づき災害対策本部の会議を招集し、状況の報告、必要な対策の検討を求める。
- 3 情報の提供方法については、原則FAX、メールによるが、これに対応できない場合は、電話等可能な手段で対応する。

老施連 災害対策本部組織図

他団体との連携

令和4年4月更新



- 災害の規模、種類により異なる。
- 神戸市とは、情報交換の他、要援護高齢者等の受入れ、安否確認等の対応を行う。
- 市社協とは、ボランティアや物資斡旋等が市の窓口になると考えられるので、連携が必要。
- 全国老施協とは、全国の窓口として対応が必要
- 兵庫県老人福祉事業協会とは、災害の規模等により異なるが、もっとも入居者の受入れや職員の応援態勢など連携が必要。
- 各施設は、災害の発生に伴い施設の建物等に被害が生じた時、職員・入居者・利用者にケガ人が発生した時は、区担当者及び老施連災害対策本部に連絡を行うものとする。
- 区担当者は、区内の被害状況及び必要とする物品等をまとめ、災害対策本部に報告を行う。また、区内の調整機能を果たすと同時に物資等の拠点として対応を行う。
- 小規模災害等の場合は、区の担当者の調整により、近隣施設で連携し対応を行う。

災害対策本部の業務内容と担当者について

老施連災害対策委員会

災害対策本部は神戸市老施連事務局内に設置する。

担当者は、原則として災害対策本部構成員で対応するが、必要に応じ他に応援を求める。

各班の構成人数は、災害対策本部会議にて担当者を決定する。

班名	構成人数	主な業務
総括	1名 出上	・各班を統括すること
総務・記録班		・各班の進行状況を把握・調整に関すること ・関係機関・団体への要請・調整に関すること ・本部の庶務・経理に関すること ・義援金に関すること ・活動記録の管理に関すること ・その他各班の業務に該当しない事項に関すること
情報収集班		・神戸市及び傘下施設の災害状況の情報収集に関すること ・各施設・神戸市・各団体等への情報発信・提供に関すること ・報道機関への連絡・対応に関すること
物資受入班		・災害対策本部活動にかかる資材・機材の調達に関すること。 ・全国、各団体から送られてくる物資を整理し、必要な支援拠点へ配送に関すること。
区別担当	9名	・区内における必要物資の配給に関すること ・本部との連絡・調整に関すること
職員応援・ボランティア班		・支援ニーズ、ボランティア申込み等の情報収集・整理の総括に関すること ・神戸市災害ボランティア情報センターとの連絡・調整に関すること ・関係機関への応援派遣の手配、神戸市及び他機関からの支援受入の調整等を行う。
区別担当	9名	・区内における支援ボランティアの調整等に関すること ・本部との連絡・調整に関すること
区別担当者	東灘：佐藤、灘：森本、中央：池田、北：友永、兵庫：林 長田：魚井、須磨：坪内、垂水：片岡、西：宅見	